

橋梁から人が転落し負傷した事故において

原告の主張変更の可否が争われた事例

—橋梁転落事故損害賠償請求事件—

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕平成一七年三月二日 熊本地裁 請求棄却

〔二審判決〕平成一八年二月二四日 福岡高裁 請求一部認容

はつめい

本件は、橋梁から転落した者が負傷した事故について、転落した原因が橋梁に設置されている欄干の瑕疵によるものであったとして、道路管理者に対する損害賠償請求がなされた事案である。

本件においては、証拠調べが終了し結審間近の段階で、原告が、主張する事故の態様を変更したことの可否が争点の一つとなっており、この点についての裁判所の判断が実務の参考になるものと考え、紹介する次第である。

原審の判断は、原告の主張の変更について、「以前の自己の主張供述と矛盾する」とし、「かかる主張の変更をすることは、民法上の信義則（民法二条）に反するので許されない。」というものであった。

一方、控訴審は、「変更前の主張と変更後の主張とは、本件橋の瑕疵、就中本件欄干の支柱部分の瑕疵が原因で控訴人が転落して負傷したという根幹の部分では共通であり、その落下の態様の詳細が相違しているに過ぎず、本来、変更後の主張は、訴えの当初から、変更前の主張と予備的にも選択的にも主張が可能であることとはいうまでもない」とした上で、「本件は、本件橋の管理の瑕疵を理由とした国家賠償法二条に基づく一個の請求であって、その主張の変更により請求を異にするものとはいえず、また、「証拠資料がほとんど提出された段階で、この主張変更がされたものであるから、これによって格別新たな攻撃防御方法が想定されるものでもない」ため「訴訟の完結を遅延させることにならないから、これを民事訴訟法百五十七条一項に定めるいわゆる時機に遅れた攻撃防御方法として却下することは許されない」とし、「民事訴訟法百五十六条の原則を念頭に置いて、民事訴訟法二条に基づいてその主張自体を排斥しなければならぬほどの原告の信義則違反

を基礎付けるには未だ十分とはいえない」と判示したものである。

一 事案の概要

1 本件は、平成一二年一月二八日に発生した原告(X)の橋梁(以下「本件橋」という。)からの転落事故について、原告が、被告(Y市)が管理する公の営造物である本件橋及びこれに設置された欄干の管理に瑕疵があったと主張して、国家賠償法二条一項に基づき、被告に対し、これによる損害の賠償及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2 争いのない事実等

(1) 原告は、平成一二年一月二八日午前九時ころ、Y市の本件橋の北側欄干(以下「本件欄干」という。)の堤防道路寄りの端付近から本件橋の下の地面に落下した(以下「本件事故」という)。

(2) 原告は、本件事故により、後頭部打撲、頸髄不全損傷の傷害を負った。

(3) 本件橋及び本件欄干は、地方公共団体であるY市が管理している公の営造物である。

3 主な争点と当事者の主張の要点

(1) 本件事故の態様及びこれに関する原告の主張変更の可否(請求原因)

(原告)

ア 変更前の本件事故の態様に関する主張(以下「変更前の

主張」という)。

本件事故の態様は、原告が、本件橋の本件欄干の端と本件橋付近にある堤防道路のガードレールとの間から堤防道路に上がろうとし、上記ガードレールを右手でつかみ、右手をガードレールから離して左手で本件欄干の端付近をつかんだところ、地覆で固定されているべき本件欄干の北西端(堤防道路側)の支柱(以下「本件支柱」という。)が地覆から容易に外れる状態であったため、これが外れて原告が本件橋の下の地面に落下したというものである。

イ 変更後の本件事故の態様に関する主張(以下「変更後の主張」という)。

本件事故の態様は、原告がA及びBと共に測量作業中、偶然本件欄干に体重をかけて寄りかかったところ、本件支柱の地覆部分が破損して露出していたため、本件欄干が本件橋の外側に移動し、これにより原告がバランスを崩して本件橋の下の地面に落下したというものである。

ウ 主張変更の可否

変更前の主張と変更後の主張とは、本件支柱の不具合が原因で原告が転落して負傷したという部分では共通であり、その落下の態様が相違しているに過ぎず、原告が供述した事実に基づき変更したものであるから、これにより訴訟の完結を遅延させることにはならない。したがって、時機に遅れた攻撃防御方法の提出として却下すべき場合には当たらず、また、仮に請求の基礎に変更があっても、同様に被告の同意の有無にかかわらず許されるべきである以

上、上記変更が民事訴訟法2条に照らし許されないとすることはできない。

(被告)

ア 本件事故の態様に関する認否等

本件事故の態様に関する変更前の主張及び変更後の主張は、いずれも否認する。

本件事故の態様は、原告が本件橋の上に立ち、本件欄干上部から本件橋の北側外側に身を乗り出して本件橋の下をのぞき込んでベンチマークを探していたところ、バランスを崩し、本件欄干を越えて本件橋の下の地面に落下したというものである。

イ 主張変更の可否

原告は、証拠調べの結果、本件事故の態様に関する従前の主張事実が認められないこと、ひいては本件請求が棄却されるであろうことが明白になり、かつ、被告の上記本件事故の態様に関する主張事実が認められれば、本件事故の原因についての原告の過失が極めて大きいとされるのは必ずであるから、これを回避すべく、その主張を変更したものと推測される。仮に原告の主張変更が許されるとすれば、原告が真実と異なる主張をしたが故に、原審での約二年七か月間に及ぶ審理の大半を占めた本件事故の態様に関する審理及び変更前の主張を前提として行った被告の主張立証活動は無意味であったこととなる。したがって、原告が本件事故の態様について、変更前の主張から変更後の主張にその主張を変更することは、民事訴訟法二条所定の信義則

に違反するものとして許されない。

(2) 本件橋（公の営造物）の管理の瑕疵及び本件事故との因果関係（請求原因）

(原告)

本件欄干の支柱の根元部分は、本来、本件橋の端にある立ち上がりコンクリート部分に埋設されていたが、本件事故当時、本件支柱の根元部分を埋設していた上記立ち上がりコンクリート部分が破損し、これが補修されないままであったため、本件欄干に力を加えれば、本件支柱が本件橋の外側に可動する状態となっていた。本件欄干の本来の機能は転落防止にあるが、単に本件橋を通行する者が本件欄干に手を添えて通行することだけを前提とするのではなく、本件橋を通行する車が本件欄干に衝突した場合や通行人が本件欄干に寄り添う等の場合にも、これらが転落しないような機能を備えるべきである。ところが、本件支柱は上記の状態になっていたのであるから、本件橋には本来有すべき安全性を欠くという管理の瑕疵があり、そのために本件事故が発生したというべきである。

(被告)

本件事故当時の本件欄干ないし本件支柱の状況から、本件橋の管理の瑕疵があったという原告の主張及びこの瑕疵と本件事故との因果関係に関する原告の主張は、いずれも争う。

本件事故当時、本件欄干に力を加えれば、本件支柱は、本件橋の外側に最大三〇cm程度可動する状態となっていた。しかし、本件支柱以外の本件欄干の支柱は確実に地覆に固定さ

れており、本件支柱の東側二mの位置にある欄干部分も、その可動幅は、最大一〇cm程度に過ぎなかった。したがって、本件欄干が設置された目的である、通行人の本件橋からの転落を防止する機能には何ら支障はなかったから、本件橋の管理には法律上の瑕疵はない。また、仮に瑕疵があったとしても、本件事故は、原告が本件欄干の上から外側へ上半身を大きく乗り出したために、バランスを崩したことにより発生した重大な過失行為を原因とする自損事故であって、当該瑕疵と本件事故との間に相当因果関係はない。

(3) 過失相殺（抗弁）
（被告）

本件事故は、原告が本件橋の本件欄干の側に立ち、本件欄干から外側へ大きく上半身を乗り出して本件橋の下部西側方向をのぞき込むという本件橋の通常の用法に即しない転落の危険が極めて大きい異常な行動こそが原因で発生したのであるから、原告の過失は極めて重大であって、その過失割合は少なくとも九〇%を下らないと解するのが相当である。

（原告）

(4) 損害の発生及びその数額（請求原因）並びに損害填補（抗弁）
略

二 裁判所の判断

1 争点(1)（本件事故の態様及びこれに関する原告の主張変更の可否）について

(1) 被告は、本件事故の態様に関する原告の主張について、民事訴訟法二条所定の信義則に違反するものとして許されない旨主張する。

しかし、変更前の主張と変更後の主張とは、社会的事実として同一の事故を前提としていることはいうまでもない。いずれの主張内容も、公の営造物の管理の瑕疵に基づく損害賠償請求の請求原因である本件欄干の管理に瑕疵があること及びこれによって原告に損害が発生したことを示す具体的事情の一部として、本来並列的ないしは仮定的に主張することができる。すなわち、変更前の主張と変更後の主張とは、本件橋の瑕疵、就中本件欄干の支柱部分の瑕疵が原因で原告が転落して負傷したという根幹の部分では共通であり、その落下の態様の詳細が相違しているに過ぎず、本来、変更後の主張は、訴えの当初から、変更前の主張と予備的にも選択的にも主張が可能であることはいうまでもない。本件は、本件橋の管理の瑕疵を理由とした国家賠償法二条に基づく一個の請求であって、その主張の変更により請求を異にするものとはいえないから、訴えの変更に関する民事訴訟法百四十三条の要件の具備が問題とならないことは当然である。その上、公の営造物の管理の瑕疵の有無を判断する前提として、その主張の根幹部分が同一と評価でき、被告の防御にあって格別の支障がない限り、裁判所が、本件事故の態様に関する原告の上記各主張事実の細部のすべてにわたって必ずしも厳密にとらわれることなく、原告の当該主張と同一の主張あるいは予備的な主張と考えられる範囲内で、被告の主張す

る態様をも含めて、本件事故の態様に関する事実認定が可能であることもいうまでもない。これらの事情に加えて、既に原告及び被告から本件事故の態様に関する証拠資料がほとんど提出された段階で、この主張変更がされたものであるから、これによって格別新たな攻撃防御方法が想定されるものでもない。そうすると、本件において、原告が変更後の主張をすることにより、訴訟の完結を遅延させることにならないから、これを民事訴訟法百五十七条一項に定めるいわゆる時機に遅れた攻撃防御方法として却下することは許されない。そして、これとは別に、被告が述べるところの原審段階での原告の主張の変遷及び審理の経過に関する事情は、これらが本件事故の態様に関する事実認定に当たっては大きな意味を持ち得ることは別論としても、民事訴訟法百五十六条の原則を念頭に置いて、民事訴訟法二条に基づいてその主張自体を排斥しなければならぬほどの原告の信義則違反を基礎付けるには未だ十分とはいえないのである。

したがって、原告の上記主張の変更は許されるというべきであるから、この点に関する被告の主張は、採用できない。この主張の変更を上記信義則に反するとして許されないとした原判決は、明らかに誤りといわなければならない。

(2) そこで、本件事故の態様について判断する。

ア 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。すなわち、本件欄干の高さは、地覆部分を含めて本件橋の路面（床部分）から約九四cmであった。ちなみに、原告の身長は、一七二cmである。

本件事故当時、本件欄干の支柱のうち最西端にある本件支柱の根元部分を埋設していた上記立ち上がりコンクリート部分が破損して、これが補修されないままであったため、本件欄干に力を加えれば、本件支柱は、本件橋の外側に約三〇cm可動する状態となっていた。その影響で、本件欄干上部も、内外に一〇cm程度可動する場所があった。

原告は、本件事故が発生する前、本件橋付近でA及びBと共に、測量の準備作業として、測量に必要なベンチマーク（基準点）を探するなどしていた。そして、本件事故前、Aは、本件橋の直下のコンクリート製天端の上を下り、そこからベンチマークを探していた。原告もいったんは同所に下りたが、その後、そこから本件橋の南側堤防道路上で測量器械の据え付け作業をしていたBのところに行き、Bとベンチマークの位置に関する会話を交わした後、本件橋の方向に戻った。

その後、原告は、本件橋の上から上下逆さまの状態で頭から落下し、その途中Aの左肩と接触するかしないかのところを通って本件橋の下のコンクリート製の排水溝にうつぶせの状態で倒れたが、その後も意識はあり、A及びBとの間で会話を交わした。

イ 本件において、落下時の原告の正確な位置及び姿勢を明確に特定すべき十分な資料はないものの、以上の認定事実を総合すると、本件事故の態様としては、原告が、本件橋の上に立ち、Aがベンチマークを探すなどの作業をしている様子を確認すべく、本件欄干に触れてその上から上半身

を乗り出したところ、本件欄干が動いたため、バランスを崩して、これを越えて上下逆さまの状態で回転しながら落下したと推認するのが相当である。

ウ これに対し、まず、原告は、変更後の主張のとおり、原告が本件橋の上で偶然本件欄干に寄りかかったことが落下の原因である旨主張する。

しかし、この点を裏付ける証拠は全くなく、原告本人の原審における供述中にも、これを基礎付ける事情に関する供述部分は全く見られない。そこで、これらのことや上記ア及びイの認定に照らすと、変更後の主張は、到底採用できない。

エ 次に、原告は、変更前の主張のとおり、原告が本件橋の本件欄干の端と本件橋付近にある堤防道路のガードレールとの間から堤防道路に上がろうとした際に、本件欄干の端付近をつかんだところ、本件支柱が外れて原告が本件橋の下の地面に落下した旨主張し、これと同趣旨の証拠を援用した。

しかし、上記証拠は、証拠によつて認められる原告による当初の説明やその後の認識等とも全く矛盾しており、その発言時点の比較の点からしても、また、これと矛盾する内容の証拠に照らしても、到底信用できない。そして、本件事故前後の状況に関する証拠も原告が落下するに至った状況を直接見たものではなく、変更前の主張のとおり事故態様を客観的に裏付けるものとはいえない。これらを含め、変更前の主張を認めるに足りる十分な裏付けとなる証

拠はない。そこで、これらのことや上記(1)のとおり主張の変遷、さらには上記ア及びイの認定に照らすと、変更前の主張も到底採用できない。

2 争点(2) (本件橋の管理の瑕疵及び本件事故との因果関係) について

(1) 本件事故当時の本件欄干及び本件支柱の状態は、上記1(2)に説示したとおりである。すなわち、本件欄干の支柱のうち最西端にある本件支柱の根元部分を埋設していた上記立ち上がりコンクリート部分が破損して、これが補修されないうままであったため、本件欄干に力を加えれば、本件支柱は本件橋の外側に約三〇cm可動する状態であり、その影響で、本件欄干上部も内外に一〇cm程度可動する場所があったのである。

(2) ところで、そもそも橋の欄干とは、橋の側辺に設置して人や車が落ちるのを防ぐためのものであり、主として橋を渡る行人や自転車等(設置する橋の幅員や構造によつては自動車等を含む)の転落を防止する機能を本来有すべきものである。このことと本件橋と本件欄干の設置場所等に照らすと、本件欄干も、行人が通行し、その際手摺りとしてこれに触れてある程度体重がかかる場合があることを想定した上で、かかる通常の利用方法による限り、転落を防止する機能を有すべきものであったことになる。ところが、本件欄干は、上記(1)のとおり状況のままその修理がされていなかったため、完全に固定されていなかった本件欄干に触れた行人がバランスを崩すなどして転落する危険があったといふべきである。そして、被告は、本件事故当時、これを修理すること

なく放置していたのであるから、本件橋の管理に瑕疵があったと認めなければならない。その上、本件事故は、上記のとおり、原告が測量作業の準備中、本件橋の下方にいたAの様子を確認する際、何らかの必要があつて本件欄干の上部に動いてこれに体重がかかり、本来固定されているべき部分が動いたことが原因の一つとなつて生じたのであるから、かかる瑕疵がなければ本件事故が発生することはなかつたということができる。そうすると、上記管理の瑕疵と本件事故との間には、因果関係があると認めるべきである。

(3) この点、被告は、一 3(2)のとおり、原告の行動との関係で上記瑕疵と本件事故との因果関係がない旨主張する。

上記のとおり、本件事故当時の原告の行動の詳細については、必ずしも明らかではない。しかし、本件欄干に少なくとも原告の身体の一部が触れ、本件欄干に固定しない部分があつたことにより、原告は、身体バランスを崩して本件橋から落下するに至つたというべきである。そして、その際の原告の行動が、本件欄干を支えにしてその下を観察ないし確認するといふものであつても、これは通常あり得ることであるから、その転落を防止するという意味では同じであり、これが本件欄干の本来の機能に含まれていることも当然であるといわなければならない。そして、原告が、これ以上に、本件欄干を大きく乗り出すなどして、本件欄干の上記瑕疵がなくとも転落するような危険な行動をとつたことを裏付ける明確な証拠はないといわざるを得ない。被告の上記主張は、理由がない。

3 争点(3) (過失相殺) について

(1) 上記2のとおり、被告には、本件事故当時、本件欄干の上記不具合箇所を修理することなく放置していた管理の瑕疵があつたから、これと因果関係のある本件事故について、原告に対し、損害を賠償する義務があることになる。

(2) 他方、原告は、本件橋の上で本件欄干に触れて下方の作業の確認をするに当たり、本件欄干が動かないなどその安全を十分に確認した上で、また、その際は、落下の危険のないような姿勢をとるべきであつたといわなければならない。すなわち、原告が本件欄干にある程度体重をかけるような結果となる、上半身を乗り出すような姿勢をとらなければ、本件欄干に上記不具合があつたとしても、本件欄干を越えてまで落下することはなかつたと考えられる。ところが、原告は、上記1(2)のとおり、当時行つていた測量作業の準備中、他の作業者(特に、A)の作業の様子を確認すべく本件橋の本件欄干に触れてその上部から上半身を乗り出したところ、本件欄干が動いたため、バランスを崩して、これを越えて上下逆さまの状態で回転しながら落下したのであるから、原告にも相当程度の過失があるといわなければならない。

(3) そこで、上記の双方の過失(被告の管理の瑕疵の度合いと原告の過失の度合い)を比較すると、むしろ原告の過失が相当に大きいといわざるを得ず、その結果、その損害額から8割を減ずるのが相当である。

4 争点(4) (損害の発生及びその数額並びに損害填補) について略

5 よって、原告の本件請求は、八二三万九、一八一円及びこれに対する損害発生の日である平成一二年一月二八日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求め、その限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきである。したがって、これと異なる原判決を本判決主文一項のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

なお、仮執行の宣言は、地方公共団体を相手方とする損害賠償という事案の性質上相当でないから、これを付さない。

参照条文

民事訴訟法 (平成八年法律第九号)

(裁判所及び当事者の責務)

第二条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

(訴えの変更)

第一百四十三条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 請求の変更は、書面で行わなければならない。

3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。

4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

(攻撃防御方法の提出時期)

第一百五十六条 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

(時機に後れた攻撃防御方法の却下等)

第一百五十七条 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。